

第128回 教育研究評議会（臨時）議事要旨

日時 平成24年9月6日（木）11:20～11:58
場所 事務局第3会議室（4階）

議題1. 教育研究評議会における学長候補適任者の選考について

- (1) 推薦資格者名簿に関する異議等について（資料1）
- (2) 推薦ユニットによる推薦について（資料2）
- (3) 学長候補適任者となる意思の確認書の提出依頼について（資料3）
- (4) 教育研究評議会の開催通知について（資料4）
- (5) 学長候補適任者の選考について（資料5）
- (6) 学長選考会議への学長候補適任者の推薦について（資料6）
- (7) 学長候補適任者の推薦に係る学長選考会議委員の補充について（資料7）
- (8) その他

（参考資料）

- －1 学長選考手続きの概略
- －2 教育研究評議会における学長選考の手続きの概略
- －3 学長選考スケジュール
- －4 教育研究評議会における学長候補適任者選考スケジュール

報告事項1. 懲戒事由不存在確認等事案の控訴審判決について（資料席上配付：会議後回収）

〔出席評議員〕 31名

吉田学長

（理事）島、下川、阿部、前田

（学部長等）平井、高津、武隈、宮嶋、與倉、榮鶴、深野、島田、田中、住吉、甲斐、富永、初井、
松岡、越塩、高瀬、宮本、熊本、福井、坪内、米田、安部、野呂、大嶋、門

（事務局長）渡辺

〔欠席評議員〕 2名

（学部長等）土田、菅原

〔オブザーバー〕

坂東監事

〔事務局〕

（部長）森山

（課長・室長）山崎、通山

議事に先立ち、学長から、本日の教育研究評議会の陪席は、監事と総務部関係職員のみとする旨説明があった。

議題1. 教育研究評議会における学長候補適任者の選考について

最初に総務課長から、配付資料の確認が行われた。

(1) 推薦資格者名簿に関する異議等について（資料1）

学長から、本年5月29日付けの教育研究評議会議長名での「学長候補適任者の推薦について」の通知中の「2 推薦資格者名簿に関する異議の申出」について、期限までに教育研究評議会議長への推薦資格者名簿に関する異議の申出は特に無かったことの説明があった。

(2) 推薦ユニットによる推薦について（資料2）

学長から、本年5月7日付け学長選考会議議長からの「学長候補適任者の推薦について」の依頼通知を受けて、5月17日付け教育研究評議会議長名で「学長候補適任者の推薦について」の依頼通知をしたところ、8月28日の推薦期限までに、各推薦ユニットから2人の合計20人（1人重複のため実質19人）の推薦があったこと及び推薦人10人以上の連名による推薦人からの推薦は無かったことの説明があった。

また、「国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会における学長候補適任者の選考に係る申合せ」の第7に基づき、提出された推薦の有効性について確認したところ、1ユニット当たり2人以内の推薦であること、被推薦者の推薦書、推薦理由書、略歴書が所定の様式に基づき作成提出されていることなどから、全て有効な推薦であることを確認したことの説明があり、このことについて教育研究評議会としても了承された。

(3) 学長候補適任者となる意思の確認書の提出依頼について（資料3）

学長から、学長候補適任者となる意思の確認書の提出依頼について諮られ、各推薦ユニットから推薦された者に対して、「国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会における学長候補適任者の選考に係る申合せ」の第9に基づき、教育研究評議会が学長選考会議に推薦する学長候補適任者に選考された場合に被推薦者になることについての意思（承諾）を予め確認するため、資料3のとおり9月12日を提出期限として確認書（別記様式第5号）の提出依頼をすることの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(4) 教育研究評議会の開催通知について（資料4）

学長から、教育研究評議会の開催通知について諮られ、「国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会における学長候補適任者の選考に係る申合せ」の第8において、教育研究評議会による学長候補適任者の選考のための教育研究評議会の開催日の1週間前までに、評議員に対し当該教育研究評議会の開催を通知する旨規定されていることから、教育研究評議会における学長候補適任者の選考（絞り込み）を行う9月20日開催の教育研究評議会（定例）の1週間前の9月13日に、資料4のとおり12日を期限とする確認書の提出結果一覧表を添えて通知することについて説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 学長候補適任者の選考について（資料5）

学長から、次回9月20日開催の教育研究評議会（定例）において選考された教育研究評議会における学長候補適任者5人に対して、資料5のとおり通知することについて諮られた。

通知の主な内容としては、以下のとおりで、審議の結果、原案どおり了承された。

- ・教育研究評議会から学長選考会議へ推薦する学長候補適任者の5人に選考されたことについて
- ・教育研究評議会から学長選考会議に推薦する際に必要な承諾書と所信表明書の提出の依頼
- ・学長候補者の選考手続の今後の予定等及びこれまでの経過についての周知

なお、略歴書については基本的に推薦ユニットから推薦の際に提出されたものを使用する方向であるが、学長候補適任者間で略歴者記載の仕方に大きなばらつきがある場合には再度提出願う場合もある旨説明があり、了承された。

(6) 学長候補適任者の推薦について (資料6)

学長から、学長候補適任者の推薦について諮られ、9月20日開催の教育研究評議会(定例)において選考された教育研究評議会における学長候補適任者5人に対して、10月1日までに関係書類の提出を求め、提出された承諾書及び所信表明書を確認のうえ、教育研究評議会における最終的な学長候補適任者として、資料6のとおり当該学長候補適任者の氏名を記載したものに、必要書類(略歴書、承諾書、所信表明書)を添えて、推薦期限である10月5日までに教育研究評議会議長から学長選考会議議長宛に回答することについて説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(7) 学長候補適任者の推薦に係る学長選考会議委員の補充について (資料7)

学長から、学長候補適任者の推薦に係る学長選考会議委員の補充について諮られ、教育研究評議会から学長選考会議への学長候補適任者が確定するのは、次回9月20日開催の教育研究評議会(定例)での選考結果によるが、次同学長選考会議が10月10日開催予定であり、もし教育研究評議会から選出の現学長選考会議委員が学長候補適任者になった場合には、学長選考会議委員を辞任しなければならず、その場合には速やかに後任の委員を補充するように資料7のとおり6月15日付けで学長選考会議議長から予め依頼がされている旨資料に基づき説明があった。

各推薦ユニットからの推薦の段階において、教育研究評議会から選出の学長選考会議委員が3人含まれているので、当該委員が学長候補適任者として選任された場合は、次回9月20日開催の教育研究評議会(定例)で学長選考会議委員の後任補充の選考を行う旨の説明があった。

また、学長候補適任者となる意思の確認書を提出後、9月20日開催の教育研究評議会(定例)における選考(絞り込み)で学長候補適任者に選出された場合には、教育研究評議会から学長選考会議へ推薦される学長候補適任者になることについて、確認書の提出により予め承諾済みであることから、学長選考会議委員の後任補充を行う必要がある場合には、学長候補適任者(5人)は、学長選考会議委員の後任補充の被候補者の対象からは除くことが確認された。

報告事項1. 懲戒事由不存在確認等事案の控訴審判決について

学長から、席上配付した資料に基づき事案の経緯について説明があり、控訴審で本学の主張が全面的に認められ勝訴したこと及びその後、相手方が上告したことの報告があり、資料は回収された。

その他

- 島理事から、9月14日(木)開催の平成24年度第1回女性研究者キャリア形成セミナーへの参加協力依頼があった。

次回の教育研究評議会(定例)は、9月20日(木)13時30分からの開催となった。